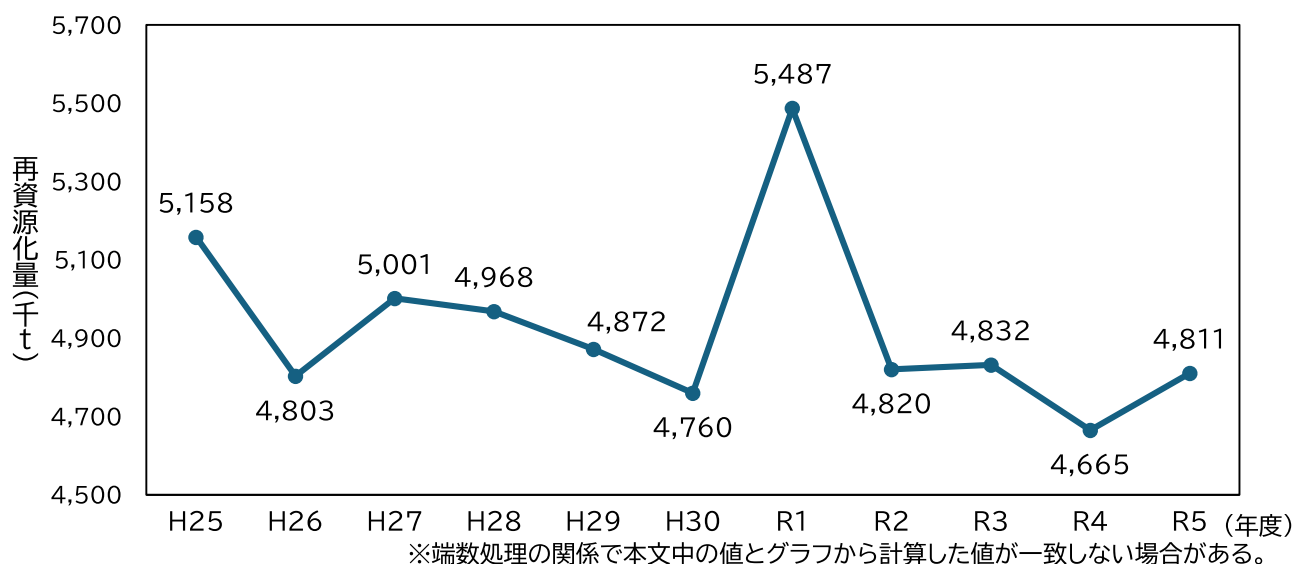


3 処理・処分状況

ア 再資源化量

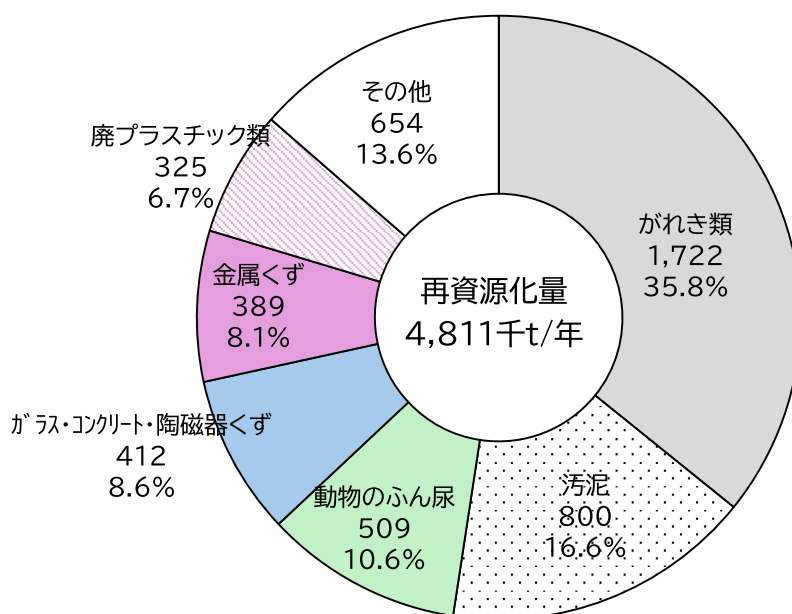
令和5年度の再資源化量(再生利用量+有償物量)は 4,811 千 t で、10 年前(平成 25 年度)から 6.7%減少しています。5 年前(平成 30 年度)からは 1.1%、前年度からは 3.1%増加しています。

種類別では、がれき類 1,722 千 t(35.8%)で最も多く、次いで汚泥 800 千 t(16.6%)、動物のふん尿 509 千 t(10.6%)、ガラス・コンクリート・陶磁器くず412千 t(8.6%)、金属くず 389 千 t(8.1%)、廃プラスチック類 325 千 t(6.7%)の順となっています。



出典:埼玉県産業廃棄物処理実態調査報告書(埼玉県)

図 27 再資源化量の推移



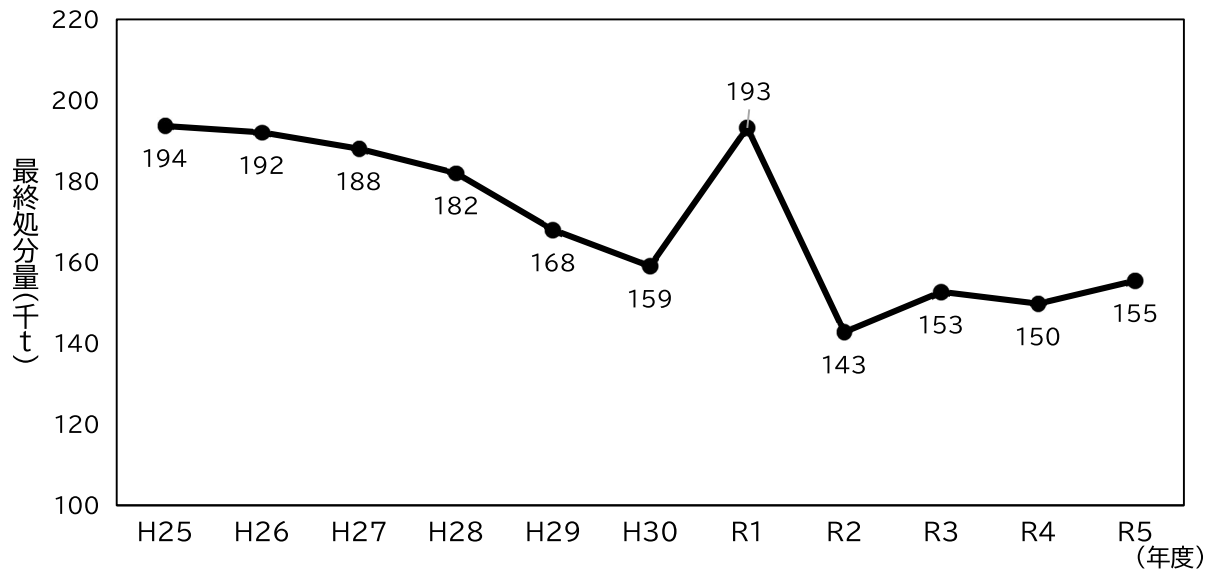
出典:埼玉県産業廃棄物処理実態調査報告書(埼玉県)

図 28 種類別の再資源化量及び割合(令和5年度)

イ 最終処分量

令和5年度の最終処分量は155千tで、10年前(平成25年度)から19.7%、5年前(平成30年度)から2.1%減少しています。前年度からは3.8%増加しています。

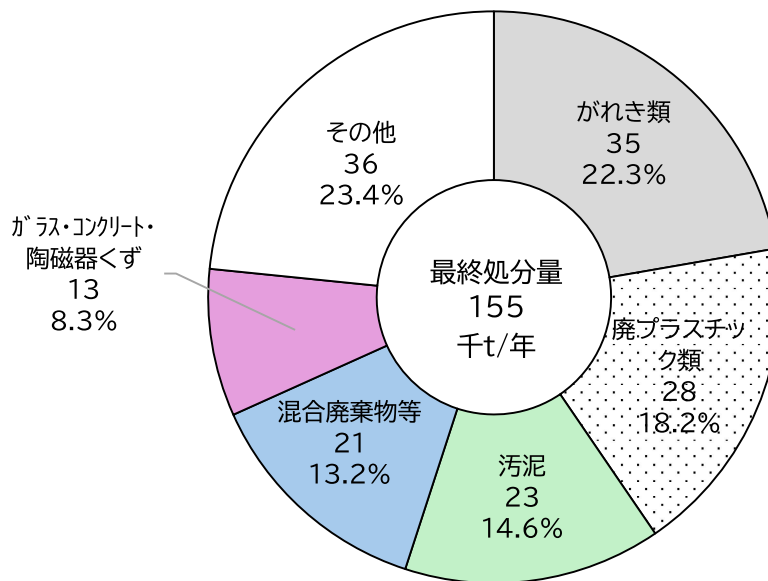
種類別では、がれき類 35千t(22.3%)が最も多く、次いで廃プラスチック類 28千t(18.2%)、汚泥 23千t(14.6%)、混合廃棄物等 21千t(13.2%)、ガラス・コンクリート・陶磁器くず 13千t(8.3%)の順となっています。



※端数処理の関係で本文中の値とグラフから計算した値が一致しない場合がある。

出典:埼玉県産業廃棄物処理実態調査報告書(埼玉県)

図 29 最終処分量の推移



出典:埼玉県産業廃棄物処理実態調査報告書(埼玉県)

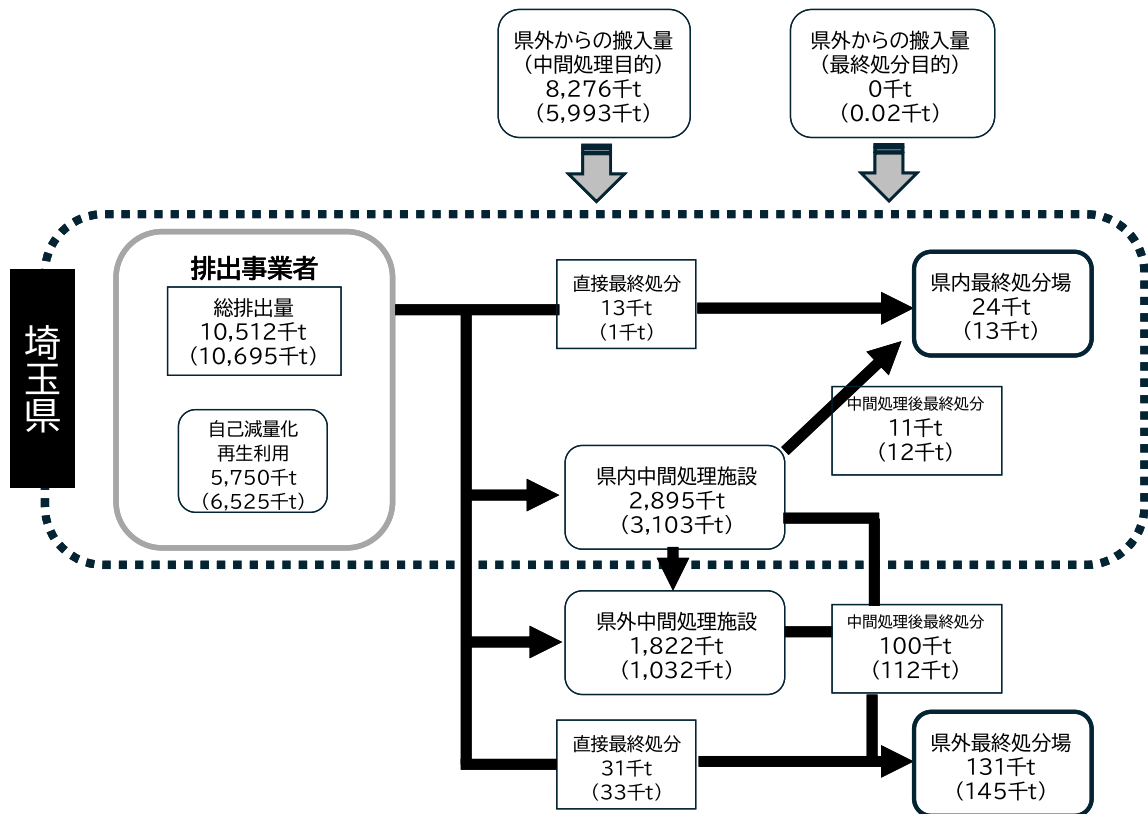
図 30 種類別の最終処分量及び割合(令和5年度)

ウ 広域移動状況

令和5年度の総排出量 10,512 千 t のうち、排出事業所内での中間処理量(自己処理)は 6,410 千 t、県内の中間処理業者への委託量は 2,895 千 t、県外の中間処理施設へ搬出された量は 1,822 千 t となっています。

県内での最終処分量は、排出事業所からの直接最終処分 13 千 t、中間処理施設からの最終処分 11 千 t の計 24 千 t となっています。一方、県外最終処分場へ直接搬出は 31 千 t、県内・県外中間処理施設を経由して県外最終処分場へ搬出は 100 千 t の計 131 千 t となっています。

また、県外から中間処理目的で搬入された量は 8,276 千 t、最終処分目的の県外からの搬入はありませんでした。



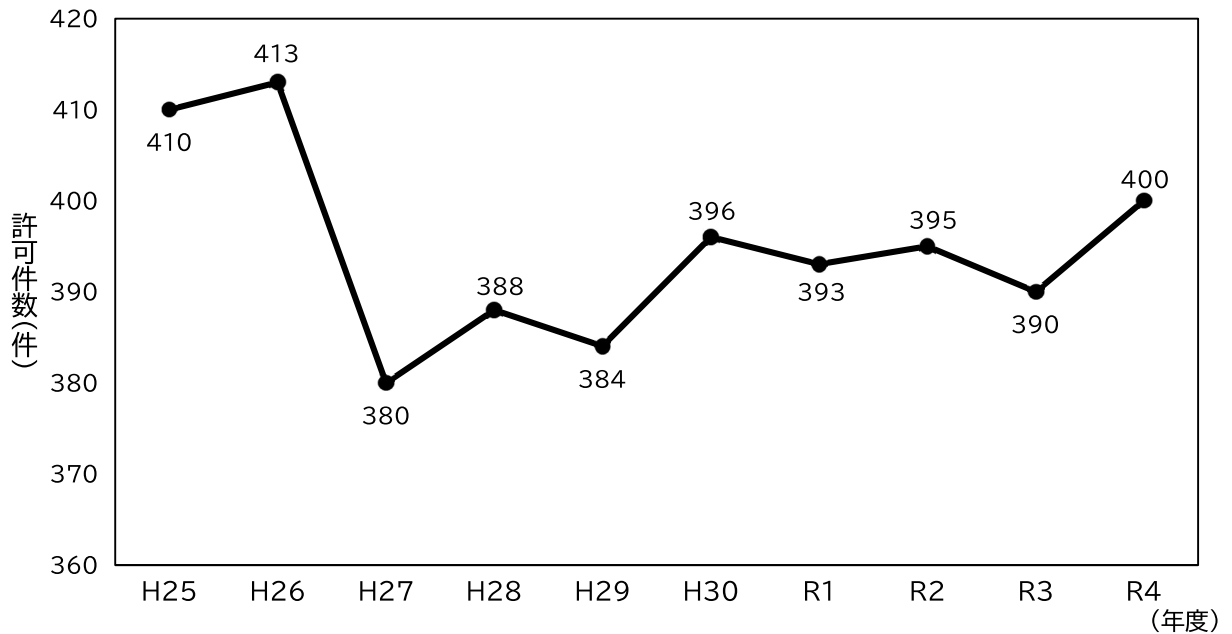
※()内は平成 30 年度値

出典:埼玉県産業廃棄物処理実態調査報告書(埼玉県)

図 31 産業廃棄物の広域移動状況(令和5年度)

工 産業廃棄物中間処理業許可及び処理施設の設置状況

令和4年度の産業廃棄物処理業の許可件数(中間処理業者数)は400件で、平成25年度からは10件減少、平成30年度から4件増加、前年度から10件増加しています



出典:産業廃棄物行政組織等調査報告書(環境省)

図 32 産業廃棄物処理業の許可件数(中間処理業者数)の推移

令和4年度の産業廃棄物処理施設(中間処理施設)数は648施設で、平成25年度から39施設、平成30年度から29施設、前年度から7施設増えています。

処理方法別では、令和4年度は破碎施設が374施設(57.7%)と最も多く、次いで脱水132施設(20.4%)、焼却101施設(15.6%)の順となっています。

表 2 中間処理施設設置状況の推移

処理方法	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
焼却	122	117	89	105	103	104	104	103	101	101
破碎	325	332	290	339	346	352	351	361	367	374
中和	9	9	5	9	9	9	9	9	17	17
脱水	114	122	93	126	126	132	132	131	132	132
乾燥	23	25	11	1	1	1	2	2	2	2
油水分離	6	9	10	11	11	11	11	11	11	11
その他	10	10	2	10	10	10	10	10	11	11
合計	609	624	500	601	606	619	619	627	641	648

出典:産業廃棄物行政組織等調査報告書(環境省)

オ 最終処分場の状況

平成 23 年度に安定型最終処分場(1 施設)が廃止後、令和5年度まで県営の管理型最終処分場(埼玉県環境整備センター*)が1 施設です。

* 埼玉県環境整備センターは、一般廃棄物の最終処分場でもある。

表 3 最終処分場の施設数等の推移

	区分	施設概要	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
安定型 最終処分場	公共	施設数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		埋立面積 (㎡)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		埋立容量 (㎡)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	民間	施設数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		埋立面積 (㎡)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		埋立容量 (㎡)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
管理型 最終処分場	公共	施設数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		埋立面積 (㎡)	282,500	282,500	282,500	282,500	282,500	282,500	282,500	282,500	282,500	282,500	282,500	
		埋立容量 (㎡)	2,758,000	2,758,000	2,758,000	2,758,000	2,758,000	2,758,000	2,758,000	2,758,000	2,758,000	2,758,000	2,758,000	
	民間	施設数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		埋立面積 (㎡)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		埋立容量 (㎡)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

出典:埼玉県資源循環推進課作成

カ 不法投棄の状況

不法投棄については、毎年数件の不法投棄が新たに確認されている状況です。また、令和5年度末の残存量は約 94 万 t となっており、平成 25 年度から横ばいで推移しています。

表 4 不法投棄等残存量の推移

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
残存件数(件)	96	95	96	95	101	102	103	108	107	106	113
残存量(t)	927,792	925,539	923,559	917,058	931,458	932,374	943,177	944,756	938,973	933,185	941,265

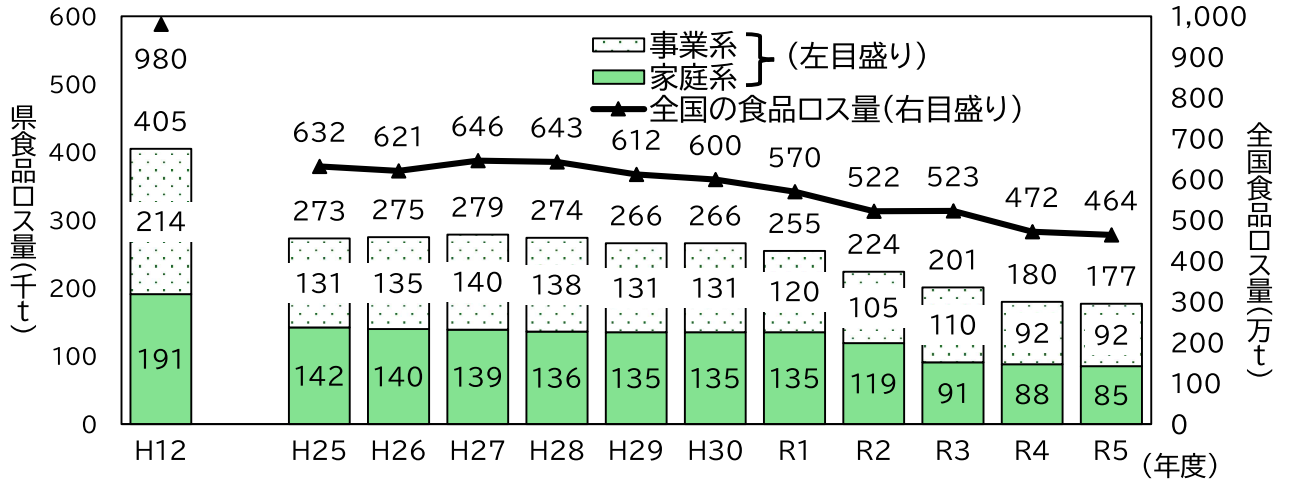
出典:産業廃棄物の不法投棄等の状況(環境省)

第4項 食品ロス

1 発生状況

令和5年度の食品ロス量は177千tで、平成12年度から56.3%、10年前(平成25年度)から35.2%、5年前(平成30年度)から33.5%、前年度から1.7%減少しました。なお、全国の食品ロス量は、平成12年度から52.7%、10年前から26.6%、5年前から22.7%、前年度から1.7%減少しています。

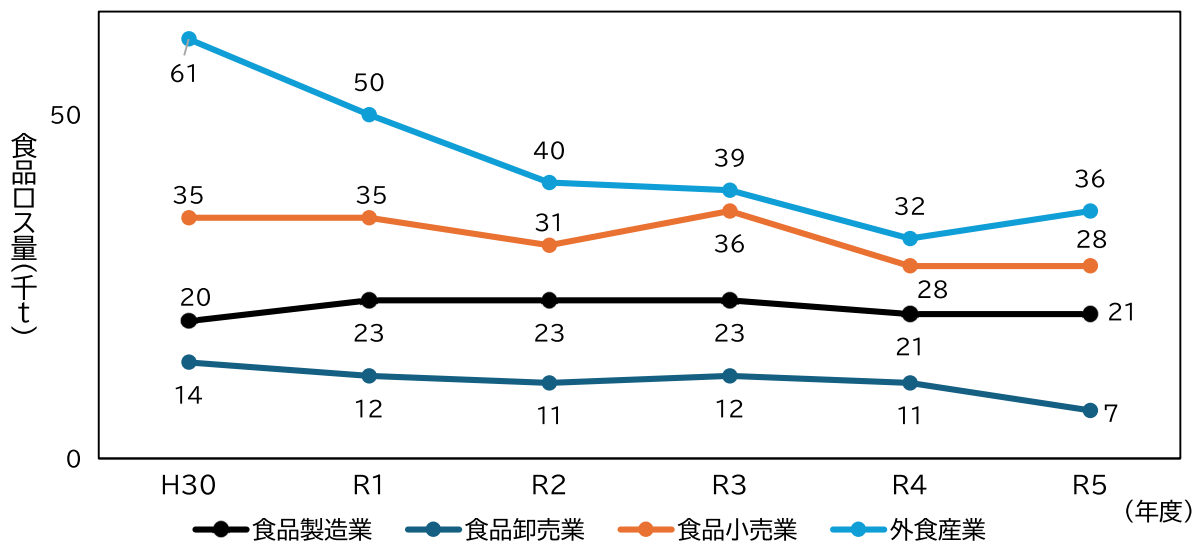
本県の家庭系の食品ロス量は85千tであり、10年前から40.1%、5年前から37.0%、前年度から3.4%減少しています。事業系の食品ロス量は92千tであり、10年前から29.8%、5年前から29.8%減少、前年度からは横ばいで推移しています。



出典: 埼玉県資源循環推進課作成、我が国の食品ロスの発生量の推計値(環境省等)

図 33 食品ロス量の推移

また、事業系の食品ロスのうち、外食産業から発生している食品ロス量は、令和5年度 36千tで、前年度から4千t増加しています。



出典: 埼玉県資源循環推進課作成

図 34 外食産業の食品ロス量の推移

第5項 第9次計画の状況

現行計画の第9次埼玉県廃棄物処理基本計画の計画期間は令和3年度から令和7年度までです。

ここでは現行計画策定時の最新値(平成 30 年度)から現在の最新値(令和5年度)までの推移を基に、現行計画で設定した令和7年度の目標値の達成に向けた進捗と達成の見通しについて整理しました。

表 5 第9次計画の目標値と進捗状況

(一般廃棄物)

区分	H30	R5	R7	目標達成 見込
	基準年度	実績値	目標年度	
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	524 g	490 g	440g	×
事業系ごみ排出量	535 千 t	485 千 t	451 千 t	×
1人1日当たりの最終処分量	34 g	30 g	28 g	○
再生利用率	23.9%	24.3%	33.6%	×

(産業廃棄物)

区分	H30	R5	R7	目標達成 見込
	基準年度	実績値	目標年度	
最終処分量	159 千 t	155 千 t	150 千 t	×

(食品ロス量)

区分	H30	R5	R7	目標達成 見込
	基準年度	実績値	目標年度	
食品ロス量	266 千 t	177 千 t	240 千 t	○

1 一般廃棄物

ア 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

平成 30 年度 524g/人・日から令和2年度に 544g/人・日まで増加、その後は令和5年度に 490g/人・日まで減少しています。目標年度(令和7年度)の 440g/人・日に向け、あと 50g(約 10%)の削減が必要となっています。

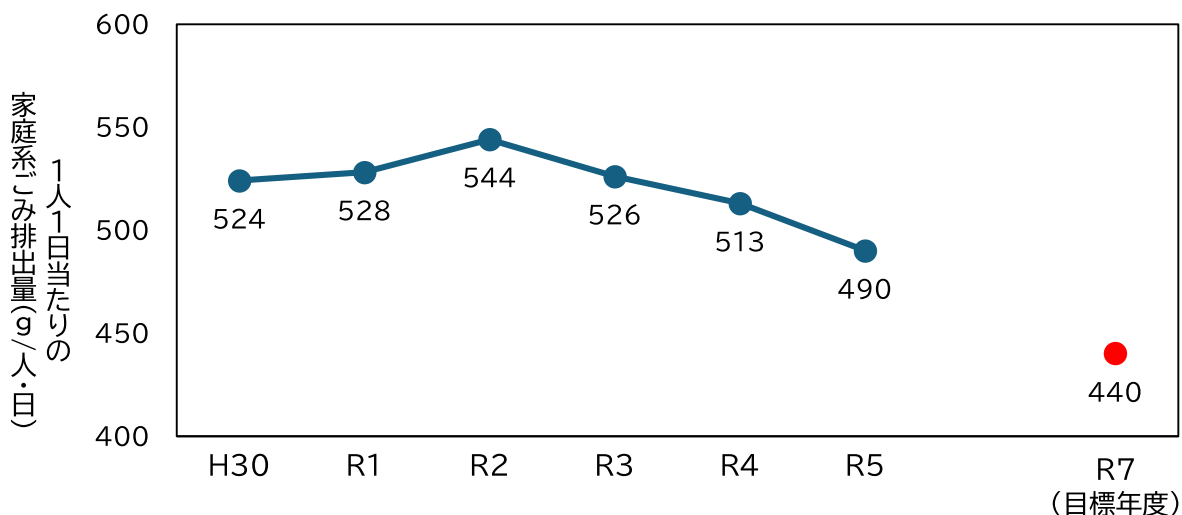


図 35 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の目標達成状況

イ 事業系ごみ排出量

平成 30 年度 535 千 t から令和2年度に 491 千 t まで減少、その後はおおむね横ばいで令和5年度は 485 千 t となっています。目標年度(令和7年度)の 451 千 t まで残り 34 千 t(約 7%)の削減が必要となっています。

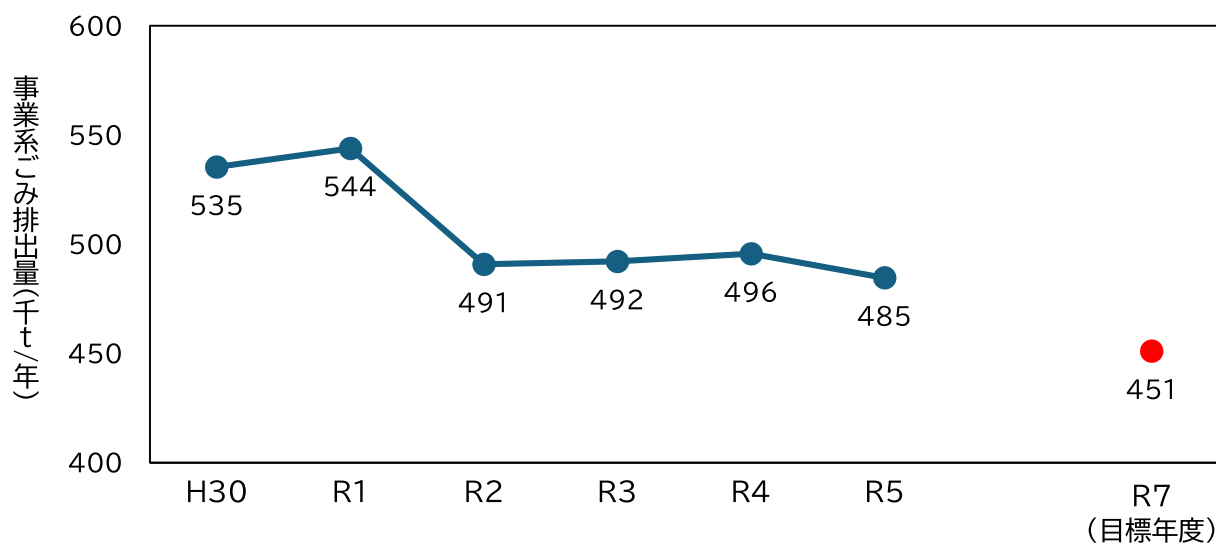


図 36 事業系ごみ排出量の目標達成状況

ウ 1人1日当たりの最終処分量

平成30年度 34g/人・日から着実に低下し、令和5年度は 30g/人・日となっています。目標年度(令和7年度)の 28g/人・日に対して残り 2g(約 7%)まで近づいている状況となっています。

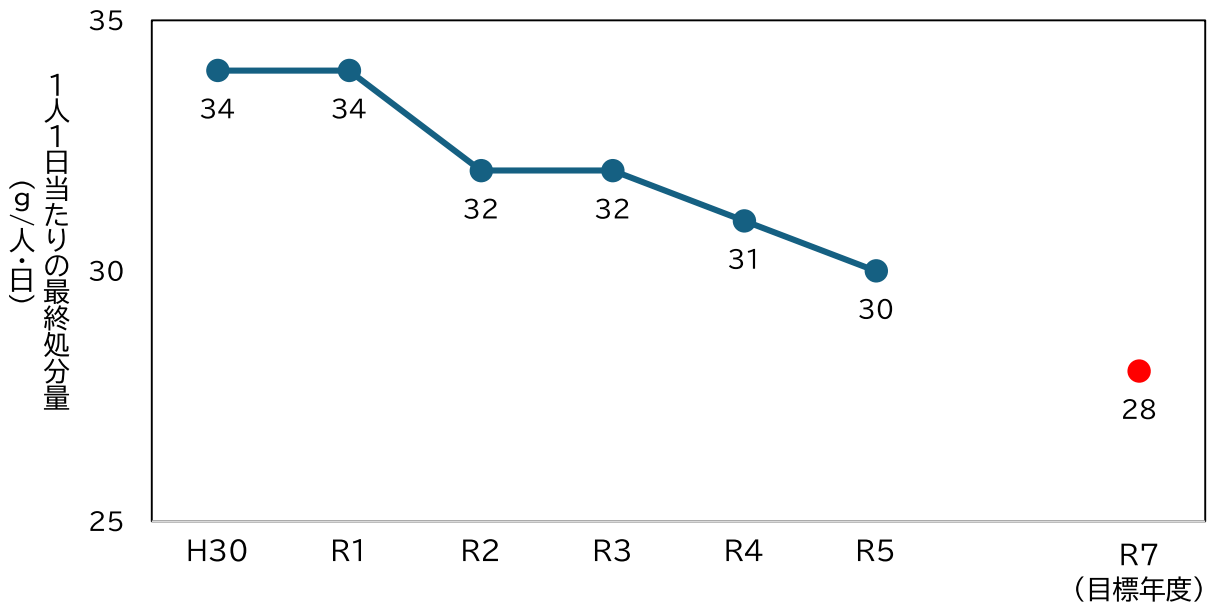


図 37 1人1日当たりの最終処分量の目標達成状況

エ 再生利用率

平成30年度 23.9%から横ばいが続き、令和5年度は 24.3%となっています。目標年度(令和7年度)の 33.6%まで 9.3 ポイントの開きを解消する必要がある状況となっています。

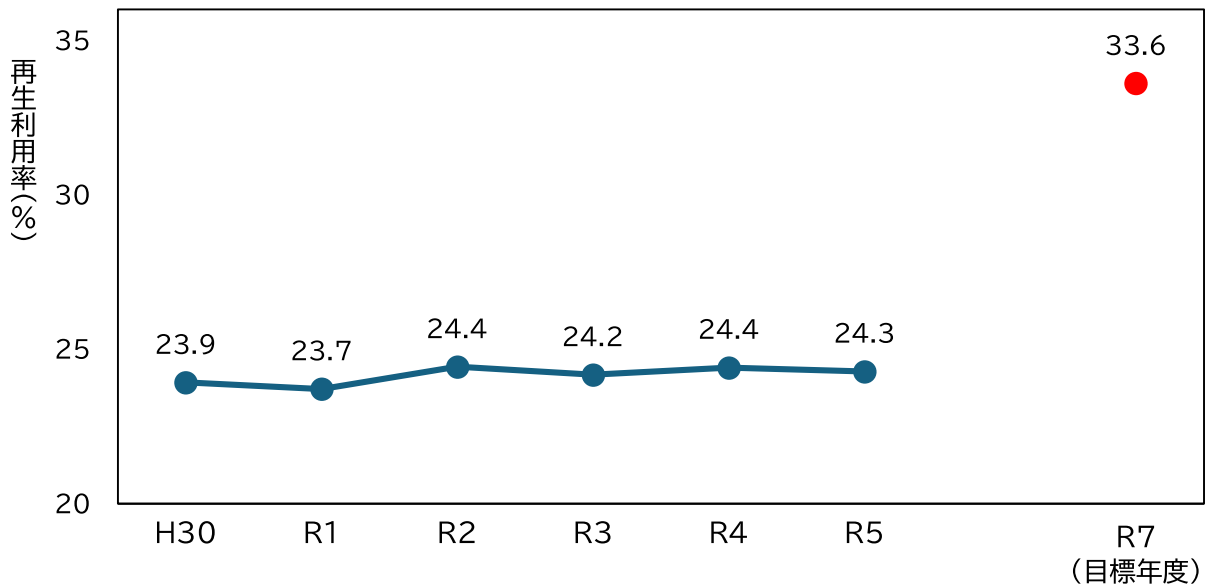


図 38 再生利用率の目標達成状況

2 産業廃棄物

ア 最終処分量

平成 30 年度 159 千 t から令和元年度に 193 千 t に増加、令和 2 年度に 143 千 t まで減少、その後は 150 千 t 前後で横ばいで令和 5 年度は 155 千 t となっています。目標年度(令和 7 年度)の 150 千 t まで残り 5 千 t(約 3%)の削減が必要となっています。

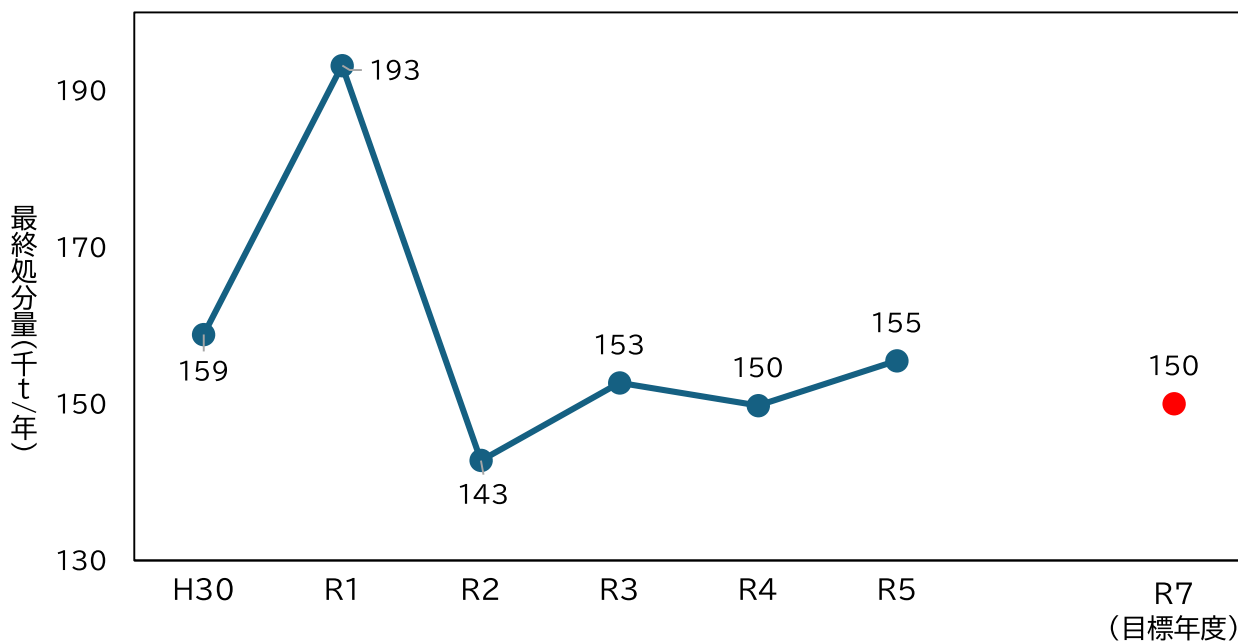


図 39 最終処分量の目標達成状況

3 食品ロス

ア 食品ロス量

平成 30 年度 266 千 t から令和 5 年度に 177 千 t まで減少、目標年度(令和 7 年度)の 240 千 t を達成しています。また、国が基準としている平成 12 年度の 405 千 t から 56.3% の削減となっています。

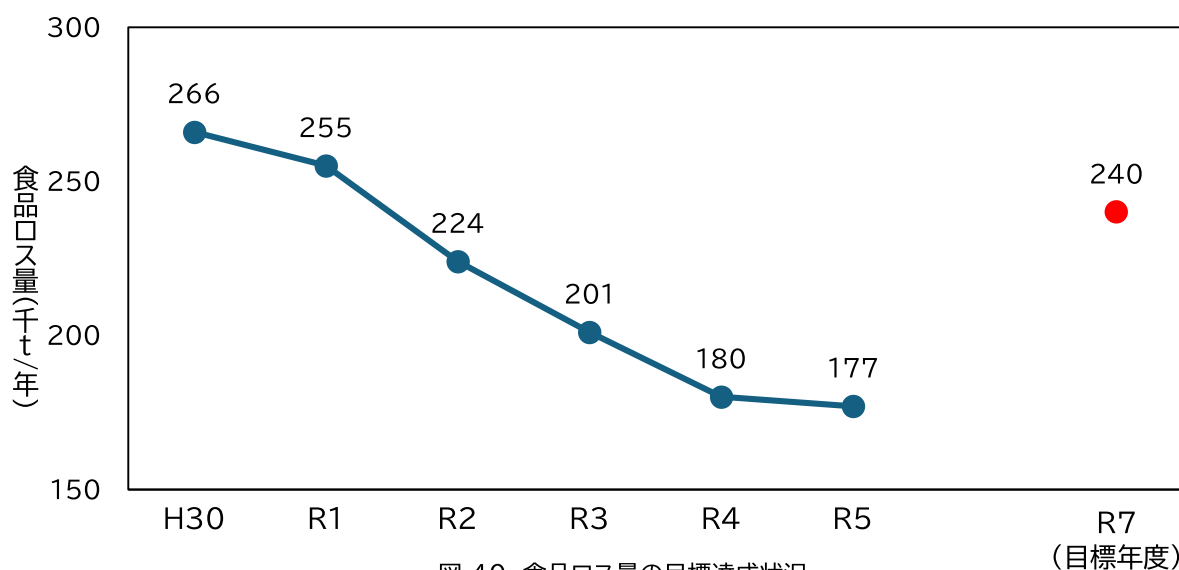


図 40 食品ロス量の目標達成状況

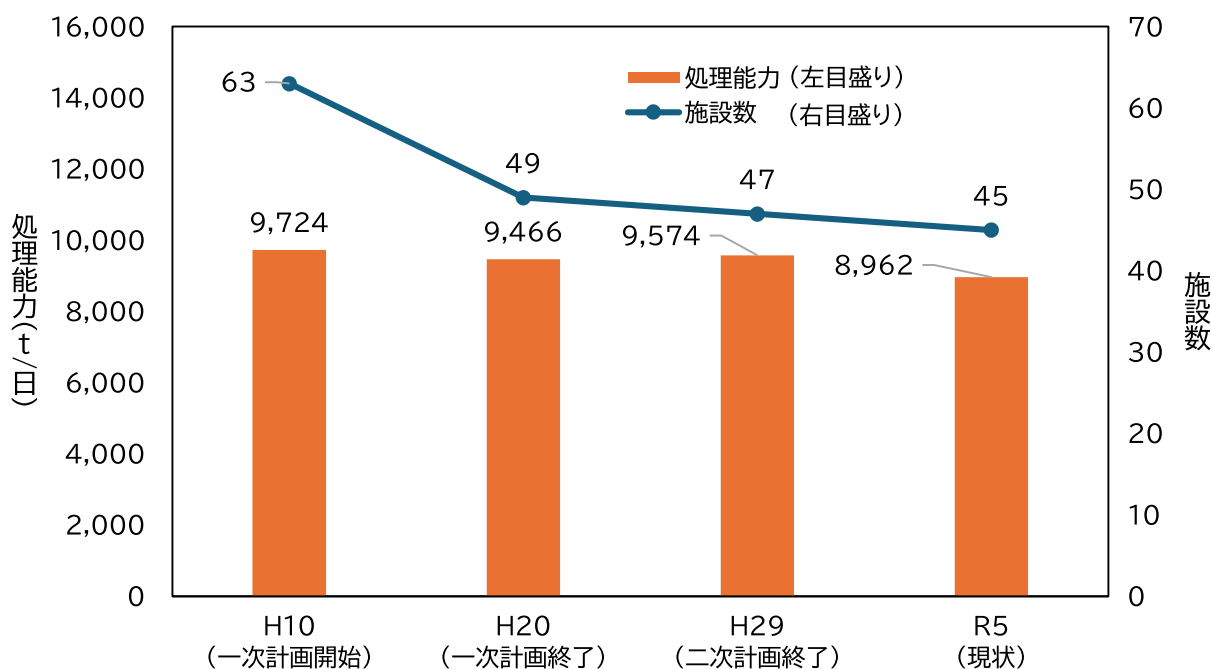
4 ごみ処理の広域化・集約化の状況

第1次計画策定時の平成 10 年度には、県内のごみ処理施設のうち焼却施設は 63 施設、処理能力は 9,724t/日であり、ごみ総排出量は2,602千tでした。

その後、広域化計画の推進により施設の統廃合が進み、第2次計画を策定した平成 20 年度には、施設数は 49 施設、処理能力は9,466t/日となりました。この時点でごみ総排出量は2,560千tと、平成 10 年度からわずかに減少しています。

第2次計画終了時点にあたる平成 29 年度には、施設数は 47 施設まで集約されましたが、処理能力は9,574t/日とほぼ同水準を維持していました。一方、ごみ総排出量は2,304千tとなり、平成 20 年度から約1割の削減が図られています。

直近の令和5年度には、さらなる統廃合や広域連携の進展により、施設数は 45 施設、処理能力は 8,962 t/日となっています。ごみ総排出量も2,133千tまで減少しており、発生抑制や資源化の取組が進んだ結果、施設数と処理能力を着実に縮減しつつ、効率的で広域的なごみ処理体制が構築されてきたと評価できます。



出典：一般廃棄物処理事業の概況(埼玉県)

図 41 ごみ処理施設(焼却施設)の処理能力・施設数の推移

第2節 本計画に影響を与える主な要素

第1項 循環経済への移行

我が国では、平成12年に「循環型社会形成推進基本法」を制定して以来、容器包装や家電製品など各分野のリサイクル法が整備され、廃棄物の循環利用が進んできました。

さらに、近年、欧州(EU)をはじめ世界各国で、社会経済システム自体を大量生産・大量廃棄から循環経済に転換していく潮流が現れています。

こうした潮流を踏まえて、我が国においても循環経済への移行を、気候変動・生物多様性・汚染防止との同時解決すべき課題として、第5次循環型社会形成推進基本計画や廃棄物処理法に基づく基本方針などに位置付けています。

第2項 人口減少・高齢化と地域社会の変容

人口減少・少子高齢化、労働力不足の進行は、収集運搬・選別・処理の担い手確保や施設運営の持続性に影響を与えています。国は2050年(令和32年)頃までを見据えたごみ処理の「広域化・集約化」を掲げ、ブロック区割りの再検討や都道府県境を越えた広域化も含めた中長期計画の策定・推進を要請しています。

第3項 食品ロスの削減

食品ロス削減推進法に基づく基本方針が令和7年3月に改定され、令和12年度までに家庭系を平成12年度比50%減、事業系を60%減とする目標が示されました。事業系については、令和4年度推計で半減目標を8年前倒しで達成していることから、より高い削減水準へ見直されています。自治体には、普及啓発・フードバンク支援・商慣行の見直し等を地域特性に応じて展開することが求められます。

第4項 安定的・効率的な施設整備及び運営

ダイオキシン対策を背景とした施設の集約化から約30年を経て、現在は人口減少やごみ量の減少、施設老朽化・維持費増などの新たな課題が顕在化しています。国は令和6年3月の通知で、2050年の人口・排出量を踏まえたブロック単位の施設配置、広域化・集約化協議会の設置、再編の進捗管理等を具体化し、必要に応じて都道府県境を越える連携を検討することを要請しており、エネルギー回収・再エネ活用等、脱炭素と一体の施設整備も求められます。

第5項 災害廃棄物処理システムの強靱化

国は災害廃棄物対策指針において、平時の計画策定、人材確保、協定締結、仮置場の確保とともに、発災後の適正な処理の確保と円滑かつ迅速な処理を求めています。令和6年の能登半島地震では、膨大な災害廃棄物の処理や仮置場の確保、公費による解体、広域搬送への対応が課題となり、広域連携や民間施設の活用などの重要性が再認識されました。本県においても、仮置場候補地の層厚化や都県境を越えた協定の強化、民間処理施設の活用、人材確保や標準化による即応体制の整備など、初動から処理完了まで切れ目なく進める仕組みの構築が求められます。

第6項 廃棄物・資源循環に関する法制度の改正・新制度の動向

海洋プラスチックごみ問題や資源制約への対応が国際的に求められる中、我が国でも循環型社会への転換が加速しています。令和4年には製品設計から回収・リサイクルまでを包括する「プラスチック資源循環促進法」が施行され、令和7年には処分業者の再資源化の底上げを図る「再資源化事業等高度化法」が施行されました。太陽光パネルのリサイクル制度化も引き続き検討されており、自治体はこれらの制度動向を注視しながら、地域の実情に即した対応が求められています。

【サーキュラーエコノミー(循環経済)】

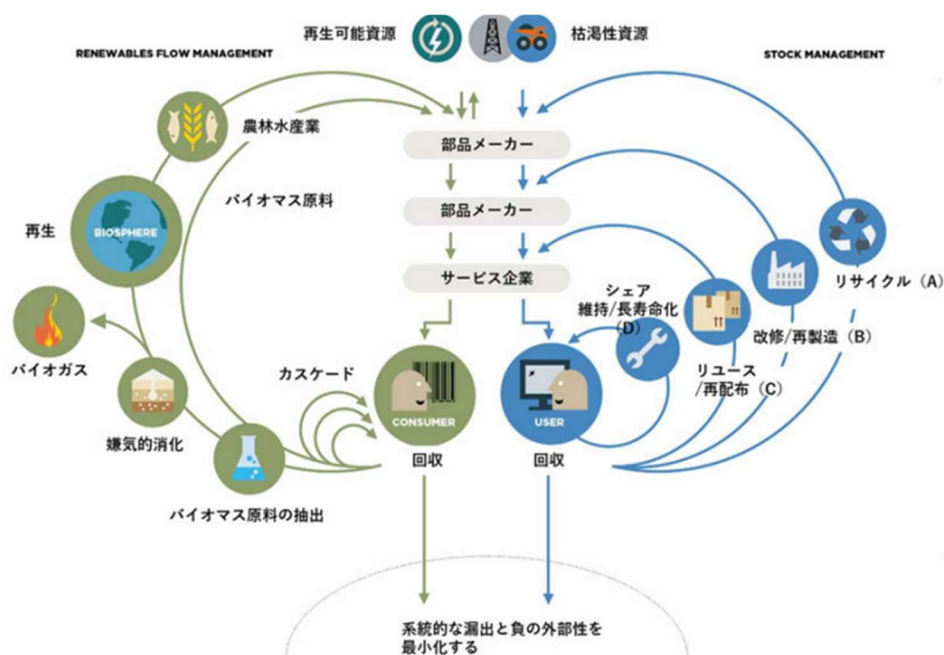
従来の社会経済は「大量に作って、使って、捨てる」リニアエコノミー(線型経済)が主流でした。

平成12年に制定された「循環型社会形成推進基本法」を契機に、国全体として3R(Reduce、Reuse、Recycle)を推進してきました。

3Rは大量廃棄や最終処分場不足といった「国内の環境問題への対応」であったのに対し、近年、世界全体の環境問題への対応として、リニアエコノミーに代わるサーキュラーエコノミーという概念が登場しました。

サーキュラーエコノミーとは、「生産段階から再利用などを視野に入れて設計し、新しい資源の使用や消費をできるだけ抑えるなど、あらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、サービスや製品に最大限の付加価値をつけていくシステム」です。先行する欧州(EU)では企業に対し、製品の設計段階からリサイクルまでを義務付ける拡大生産者責任(EPR)を強化するなど、サーキュラーエコノミーへの転換に向けた法的な枠組みも整備されつつあります。

サーキュラーエコノミーへ移行することで、従来の3Rの取組によるごみ削減などに留まらず、資源の安定確保や新しいビジネス・雇用の創出といった効果が期待されています。



出典: エレン・マッカーサー財団「バタフライダイアグラム」

(令和6年3月、経済産業省中部経済産業局「中部地域におけるサーキュラーエコノミー移行の加速に向けた調査事業」調査報告書)